動画週刊誌「週刊西田」 西田昌司がズバッと答える一問一答

「自民党の憲法改正草案の財政健全化条項を撤廃できない のでしょうか?」 令和元年11月20日

●ディフェンシブ男爵さんからの質問

自民党の憲法改正草案(新設)第83条2項(財政健全化条項)について、 これを撤廃していただきたいのですが、できないのでしょうか?

●西田昌司の答え

自民党が平成24年に発表した『日本国憲法改正草案』の第83条2項に

財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。

とありますが、当時は MMT など知られていませんでしたし、財政についての正しい理解が(今よりも)されていない時代でしたので、よく考えもせずに財政健全化を盛り込んでしまったのでしょう。

昨年、自民党は「自衛隊の明記、緊急事態条項の追加、参院選の合区の解消、教育の充実」を謳った「改憲 4 項目」素案を公表しました。これから、公明党や野党の先生方と協議をしながら前に進んでいかなければなりませんが、そもそも憲法に財政健全化を謳うなどナンセンス極まりないですし、財政健全化が改憲の焦点となることなどあり得ません。

アメリカでは国債の発行上限が法律によって決められていますし、そのために国債を発行したくてもできないといった報道に接することがありますが、そのような制約を設けたところで社会が混乱する結果にしかなりません。そもそも、(日本やアメリカのように) 自国通貨建ての国債を発行する

国が国債をいくら発行したところで財政破綻するはずがありませんから、財 政健全化の必要性など全くありません。

憲法に財政健全化条項を盛り込むといった愚行は絶対にさせませんのでご 安心ください。

反訳:ウッキーさん

Copyright: 週刊西田 http://www.shukannishida.jp